

漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査

福井県地域検討会報告書(案)

第 章 福井県坂井市地域における

今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方について

目 次

第 章 福井県坂井市地域における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方について	
1. 福井県坂井市地域における漂流・漂着ゴミに関する取組の現状と課題	2
1.1 国の取組	2
1.1.1 状況の把握	2
1.1.2 国際的な対応も含めた発生源対策	2
1.1.3 被害が著しい地域への対策	2
(1) 地方公共団体等の対策に対する実効性の高い財政支援等	2
(2) 調査	3
(3) 技術開発	3
1.2 福井県の取組	3
1.2.1 県民への情報提供	3
1.2.2 クリーンアップふくい大作戦	4
1.2.3 漁港区域内海岸の清掃	6
1.2.4 市町への支援	8
(1) 河川の増水、台風等による漂着	8
(2) 台風による大規模漂着	8
(3) 貨物船の荷崩れによる木材漂着	8
1.3 坂井市の取組	9
1.4 坂井市における海岸清掃活動に関する現状と課題	9
1.5 漂流・漂着ゴミの発生抑制対策の現状と課題	12
1.5.1 国の取組（国際的な対応も含めた発生源対策）	12
(1) 国内での発生抑制の取組（漂流ゴミの回収対策を含む）	12
(2) 国際的な取組	13
1.5.2 福井県の取組	13
1.5.3 坂井市の取組	13
1.5.4 国土交通省中部地方整備局の取組	17
1.5.5 九頭竜川流域での河川清掃活動の現状	17
2. 福井県坂井市地域における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方の方向性	18
2.1 相互協力が可能な体制作りについて	18
2.2 海岸清掃の体制のあり方の方向性	21
2.3 漂流・漂着ゴミの発生抑制対策のあり方の方向性	24

第 章 福井県坂井市地域における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方について

< 第 章及び第 章のまとめ >

漂着ゴミの量：調査範囲内の年間漂着量は、可燃ゴミ・不燃ゴミ等が約 21t、流木が約 8.5t と推定された。これまでの自治会等による清掃活動の実績及び海岸の状態を踏まえると、年 1~2 回の清掃で漂着ゴミはなんとか回収可能であり、それにより漂着ゴミが蓄積することはなく、海岸の清潔は保たれると考えられる。従って、今後も自治会等による回収、坂井市による運搬・処分の枠組みを維持していくことが重要である。

漂着ゴミの質：人力で回収できる約 21t の漂着ゴミのうち、約 95%は清掃センターで処分可能である。残り約 5%は処理困難物として処分する必要がある。処理困難物及び流木の運搬・処分費用は年間約 21 万円であり、現在は坂井市の負担となっている。

漂着ゴミの回収方法：調査範囲は幅の狭い磯浜が多く、重機等を利用した回収は難しい。また、様々な大きさ・質のゴミが漂着しているため、その適正な処理には清掃センターで受け入れ可能な品目に分別する必要がある。これらのことから、回収は人力で行うことが適当であり、それが最も効率的である。従って、今後の回収についても、いかに多数の回収要員を集めることができるかが鍵となる。現状の自治会・漁業協同組合等を通じた地元住民の動員方法は、海岸の近隣から大人数を一度に集めることができる、大変効果的な方法であり、今後も同様の機能が維持されることが必要である。また、急峻な海岸からのゴミの搬出には船舶の利用が効率的であり、今後も漁業協同組合の協力が不可欠である。

効果的な回収時期：調査範囲には、冬季の北西の季節風によって多くのゴミが漂着するため、3 月下旬頃に一年間で最も多くの漂着ゴミが浜に存在する。よって、従来の自治会主催の清掃活動と同様に 3 月下旬以降に回収することが適当である。また、春先はアシヤ草が枯れており、植生内のゴミも容易に回収できるため、効果的に清掃を行うことが出来る。一方、船舶を用いたゴミの搬出には、天候が安定し、船舶が安全に利用できる 6 月頃が適している。

漂着メカニズムおよび発生抑制：回収されたペットボトルの製造国を見ると、春~夏にかけては日本製:海外製がおよそ 5:1 となっており、それが秋~冬にかけてはおよそ 1:1 に変化していた。秋~冬は、日本及び韓国・中国等の河川や海岸から日本海に流入したゴミが北西の季節風によって調査範囲の海岸に吹き寄せられていると推測された。日本製のペットボトルが大半を占める春~夏については、日本の近傍河川や海岸から日本海に流入したゴミが漂着しているのではないかと推測された。

また、調査範囲に漂着したライターの消費地を推定した結果から、その多くが九頭竜川流域から日本海に流入している傾向が示された。また、ライターの漂流シミュレーションの結果からは福井県に漂着するライターの約 7 割が福井県から流出していることが示唆された。

これらのことから、調査範囲に漂着するゴミの多くは福井県内で発生し、河川を通じて日本海に流出し、坂井市に漂着していることが推測された。そのため、漂着ゴミの発生抑制対策としては海外からのゴミに加え、県内から発生するゴミを抑制することが課題と考えられた。

1. 福井県坂井市地域における漂流・漂着ゴミに関する取組の現状と課題

1.1 国の取組

国は、「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめ」(平成19年3月)を踏まえ、状況の把握、国際的な対応も含めた発生源対策、被害が著しい地域への対策を進めている。

1.1.1 状況の把握

気象庁は、北西太平洋海域及び日本周辺海域の観測定線において海上漂流物目視観測を実施している。また、海上保安庁は、一般市民を対象とした海洋環境保全のための啓発活動の一環として、漂着ゴミ分類調査を実施している。環境省は、漂流・漂着ゴミについて、国内外の既存の予測手法等をもとに、既存予測モデルの範囲を拡大し、東シナ海等への適用を可能とするような予測手法の検討を行った。

なお、漂流・漂着ゴミについては、これまでも国及び各種団体が、実測及びアンケート調査等を実施し、医療系廃棄物も含め、その状況の把握に努めてきたところであるが、これら状況は、国内外での対策の進展等により年々変化することから、今後も、常に知見を収集することとしている。

1.1.2 国際的な対応も含めた発生源対策

これについては「1.5.1 国の取組(国際的な対応も含めた発生源対策)」で整理した。

1.1.3 被害が著しい地域への対策

(1) 地方公共団体等の対策に対する実効性の高い財政支援等

国土交通省及び農林水産省は、洪水、台風及び外国からの漂流等による大規模な漂着ゴミが海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、これを緊急的に処理することを目的として、「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」を拡充している。平成19年度には、本事業で処理できる対象を大規模な「流木等」に限らず「漂着ゴミ」にも拡充するとともに、補助対象となる処理量を現行の「漂着量70%」から「漂着量全量(100%)」に拡充した。また、平成20年度には、広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等を処理するため、事業の対象範囲を拡大し、広域にわたる「複数の海岸」の関係者が協働して一体的・効率的に処理を行うこと等ができるよう制度を拡充した。なお、本事業の採択基準は、海岸保全区域内に漂着したもの、堤防・突堤・護岸・胸壁・離岸堤・砂浜等の海岸保全施設の区域及びこれら施設から1キロメートル以内の区域に漂着したもの、漂着量が1,000立方メートル以上のもの、3つの要件全てを満たすことである。

環境省は、平成19年度に災害廃棄物処理事業費補助金(漂着ゴミ処理事業分)を拡充し、災害に起因しないが、海岸への大量の廃棄物の漂着について、その処理を市町村が行う場合、当該処理事業費を補助対象とした。補助の規模要件は150立方メートル以上であり、海岸保全区域外における事業について補助を行うこととしている。また、市町村が海岸漂着物を含めた廃棄物の処理を行うため必要な廃棄物処理施設を整備する場合に、循環型社会形成推進交付金により支援を行っている。

内閣府は、同じく循環型社会形成推進交付金により、離島地域を含む沖縄における廃棄物処理施設等の整備に係る支援を行っている。

水産庁は、市民参加による森・川・海を通じた漁場環境保全事業において、民間団体を通じて、漁業者・市民団体等が行うゴミの除去作業に必要な清掃資材等を提供するなど、海浜の美化活動を支援している。

総務省は、地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方公共団体に対し、「頑張る地方応援プログラム」により地方交付税等の支援措置を講じている。地方公共団体は、頑張る地方応援プログラムのプロジェクトとして環境保全プロジェクト（漂流・漂着ゴミに関する活動等）に取り組むことで、その取組経費について支援を受けることができる。

(2) 調査

環境省は、平成19年度より、「漂流・漂着ゴミ国内削減方策モデル調査」を開始し、漂流・漂着ゴミ問題について、海岸やゴミの状況に適した削減方策を検討するため、モデル地域を選定した上で、漂着ゴミの状況の把握を行うとともに、発生源対策や効率的・効果的な処理・清掃方法を検討している。また、NGO等との関係者間の連携の推進及び海岸清掃、普及啓発等の効果的な方策についても検討している。また、医療廃棄物や廃ポリタンクの漂着が認められた場合には、必要に応じ、関係地方公共団体等と連携して漂着状況の把握に努めている。

国土交通省は、海岸における漂着ゴミには、使用済みの注射器や危険性の高い薬品ビンなどの医療系廃棄物を始め、ガスボンベ、信号筒など爆発や破裂の恐れのあるものなど危険物が含まれている事例が各地で見られていることから、海岸を常に安全に利用できるように適切に管理するための対応方針の策定を進めている。

海上保安庁は、同一の排出源からのものと思われる大量の漂着物が認められた場合に、関係地方公共団体等と連携して、事件・事故の両面から、漂着状況を含む、排出源、排出原因の特定のための調査を実施している。

(3) 技術開発

環境省は、廃棄物処理等科学研究費補助金（競争的資金）を活用し、重点枠として漂着ゴミの処理に係る技術を公募し、塩分を含む漂着ゴミの焼却技術の開発等を行っている。

1.2 福井県の取組

1.2.1 県民への情報提供

沿岸市町全域にまたがる漂着や船舶の安全航行に支障の恐れがある漂着があった場合等には、海岸を管理する関係部局や環境部局で連絡会議を開催し、漂着状況の把握や対応について協議し、県民への情報提供を行うとともに市町との連携を図っている。

海岸パトロール

海岸保全施設や海岸占用等の管理のため、月1回のパトロールを実施。台風等による大量の漂着物が流れついた場合は、随時。

連絡会議開催状況(H19)

漂着木材対策連絡会議（H19.12.20：年末年始のパトロール体制）

漂着ポリ容器等対策連絡会議（H20.2.8：内容物の検査体制）

ごみダイエット推進事業(H20)

河川・海岸漂着ゴミ問題の広報の一環として「3R推進メッセージ」（絵手紙、標語）の募集(2008/6/23 - 9/8)を行う中で、海岸クリーンアップの写真を用い、「ポイ捨てをしない」ことを課題の一つとして提示した。3R推進大会(2008/10/19)で優秀作の表彰・展示を行うのに併せ、県内海岸の漂着ごみの概況をパネル等で紹介した。

1.2.2 クリーンアップふくい大作戦

福井県では、平成4年度から「クリーンアップふくい大作戦」として県下一斉の美化活動を行っている。表 1.2-1 に同活動の実施要領を示す。また、図 1.2-1 に平成20年度の案内ちらしを示す。

表 1.2-1 クリーンアップふくい大作戦の実施要領(平成20年度)

<p>1 趣 旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福井の豊かで美しい自然環境を守るため、平成4年度から、行政・県民が一体となって県下一斉に環境美化活動を行う「クリーンアップふくい大作戦」を実施 ・平成17年度から、県内全域にまたがる環境美化活動の強化週間を季節ごとに設け、市町は自治会など一体となって、清掃や花の植栽など地域ぐるみの美化活動を年4回実施 ・平成20年度は、21年に本県において開催される第60回全国植樹祭に向けた県民運動「花と緑にあふれるふるさとをつくろう」と連携して実施 																				
<p>2 実施内容</p> <p>(1) 統一行動期間：平成20年 6月 1日(日)～ 8日(日)：環境月間中 平成20年 9月 7日(日)～ 14日(日)：ボランティア月間中 平成20年12月 7日(日)～ 14日(日)：不法投棄等防止啓発強調月間中 平成21年 3月15日(日)～ 22日(日)：雪どけ後</p> <p>(2) キャッチフレーズ：「生かそう 小さな汗 私たちの環境に」</p> <p>(3) 主 唱：福井県、各市町、環境ふくい推進協議会、(社)あすの福井県を創る協会、「小さな親切」運動福井県本部、市町民運動推進協議会、青少年育成福井県民会議</p> <p>(4) 対象地域：県内全域</p> <p>(5) 県の活動 各種団体、企業、地域住民の幅広い参加と協力を呼びかけ 県民、団体等が行う美化活動等に対し、各種支援</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>所管課</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自然公園クリーンデー事業</td> <td>自然保護課</td> <td>自然公園内の美化活動等の支援</td> </tr> <tr> <td>地域をつなぐ河川環境づくり推進事業</td> <td>河川課</td> <td>河川の清掃、草刈り等、活動団体への支援</td> </tr> <tr> <td>海面環境保全事業</td> <td>水産課</td> <td>漁港地区のごみの回収や沿岸、内湾域の海面浮遊ごみの回収</td> </tr> <tr> <td>敦賀港および福井港親水空間環境美化推進事業</td> <td>港湾空港課</td> <td>敦賀港、福井港およびその周辺(港湾道路等)の清掃</td> </tr> <tr> <td>クリーンアップふくい推進事業</td> <td>環境政策課</td> <td>広報、啓発活動</td> </tr> </tbody> </table>			事業名	所管課	内 容	自然公園クリーンデー事業	自然保護課	自然公園内の美化活動等の支援	地域をつなぐ河川環境づくり推進事業	河川課	河川の清掃、草刈り等、活動団体への支援	海面環境保全事業	水産課	漁港地区のごみの回収や沿岸、内湾域の海面浮遊ごみの回収	敦賀港および福井港親水空間環境美化推進事業	港湾空港課	敦賀港、福井港およびその周辺(港湾道路等)の清掃	クリーンアップふくい推進事業	環境政策課	広報、啓発活動
事業名	所管課	内 容																		
自然公園クリーンデー事業	自然保護課	自然公園内の美化活動等の支援																		
地域をつなぐ河川環境づくり推進事業	河川課	河川の清掃、草刈り等、活動団体への支援																		
海面環境保全事業	水産課	漁港地区のごみの回収や沿岸、内湾域の海面浮遊ごみの回収																		
敦賀港および福井港親水空間環境美化推進事業	港湾空港課	敦賀港、福井港およびその周辺(港湾道路等)の清掃																		
クリーンアップふくい推進事業	環境政策課	広報、啓発活動																		
<p>(6) 市町の活動 拠点地区での美化活動 ・市町独自に拠点地区(道路、河川、海岸、公園等)を設定し、周辺住民や民間団体の協力を得て、清掃、除草、花の植え付けなどの美化活動を実施 一般地区での美化活動 ・拠点地区以外においても、各自治会(町内会)が中心となって居住地周辺の美化活動を実施</p> <p>(7) 各種団体の活動 市町の拠点地区または団体独自の活動拠点において美化活動を実施</p> <p>(8) 各企業の活動 統一行動期間を中心として、工場・事業者周辺等の美化活動を実施</p>																				
<p>3 地域の自主的取組み促進</p>																				

- ・県および市町は、環境美化関連のチラシ、ポスター等により、地域の自主的な美化活動の取組みを呼びかけ
- ・市町や県公民館連合会を通じ、自治会や公民館に植栽等花いっぱい運動の実施を呼びかけ

4 報告等

- (1) 市町等は、統一行動期間または月間を中心とした美化活動の実施計画を作成し、その結果を県に報告
- (2) 県は、統一行動期間ごとに市町等から報告のあった美化活動の実施結果を集計、公表



クリーンアップふくい大作戦

生かそう！小さな汗 私たちの環境に

統一行動期間 H19.6.3(日)クリーンアップふくい大作戦のようす 「越前町長須浜海水浴場」

平成20年

- 6月1日(日)～8日(日) 環境月間中
- 9月7日(日)～14日(日) ボランティア月間中
- 12月7日(日)～14日(日) 不法投棄等防止 啓発強調月間中

平成21年

- 3月15日(日)～22日(日) 雪どけ後

家の周りの道路、河原等での空き缶拾い、清掃、除草、花の植え付けなどの環境美化活動を行い、みんなの手でより美しい福井県にしましょう。

福井県・市町・環境ふくい推進協議会
 (社)あすの福井県を創る協会・「小さな親切」運動福井県本部
 市町民運動推進協議会・青少年育成福井県民会議

第60回全国植樹祭 2009ふくい

R100

図 1.2-1 クリーンアップふくい大作戦の案内

1.2.3 漁港区域内海岸の清掃

クリーンアップ大作戦にあわせ、漁港区域および漁港区域内の海岸（県内 45 漁港、延長約 109km）について(図 1.2-2)、海底・海面の清掃、漂着物等の回収を、福井県漁業協同組合連合会に委託し実施している。

事業名 海面環境保全事業（委託費）

委託先 福井県漁業協同組合連合会

対象経費 清掃に必要な船の借上げ費、海底清掃の人員費、漂着ごみの運搬・処理費、清掃活動に必要な用具費等（清掃活動はボランティア）

予算額 9,500 千円（H20）

実績(H19)： 廃棄物処理量：57トン

ボランティア参加数：4,425人

実施時期：6月、9月、11月、12月

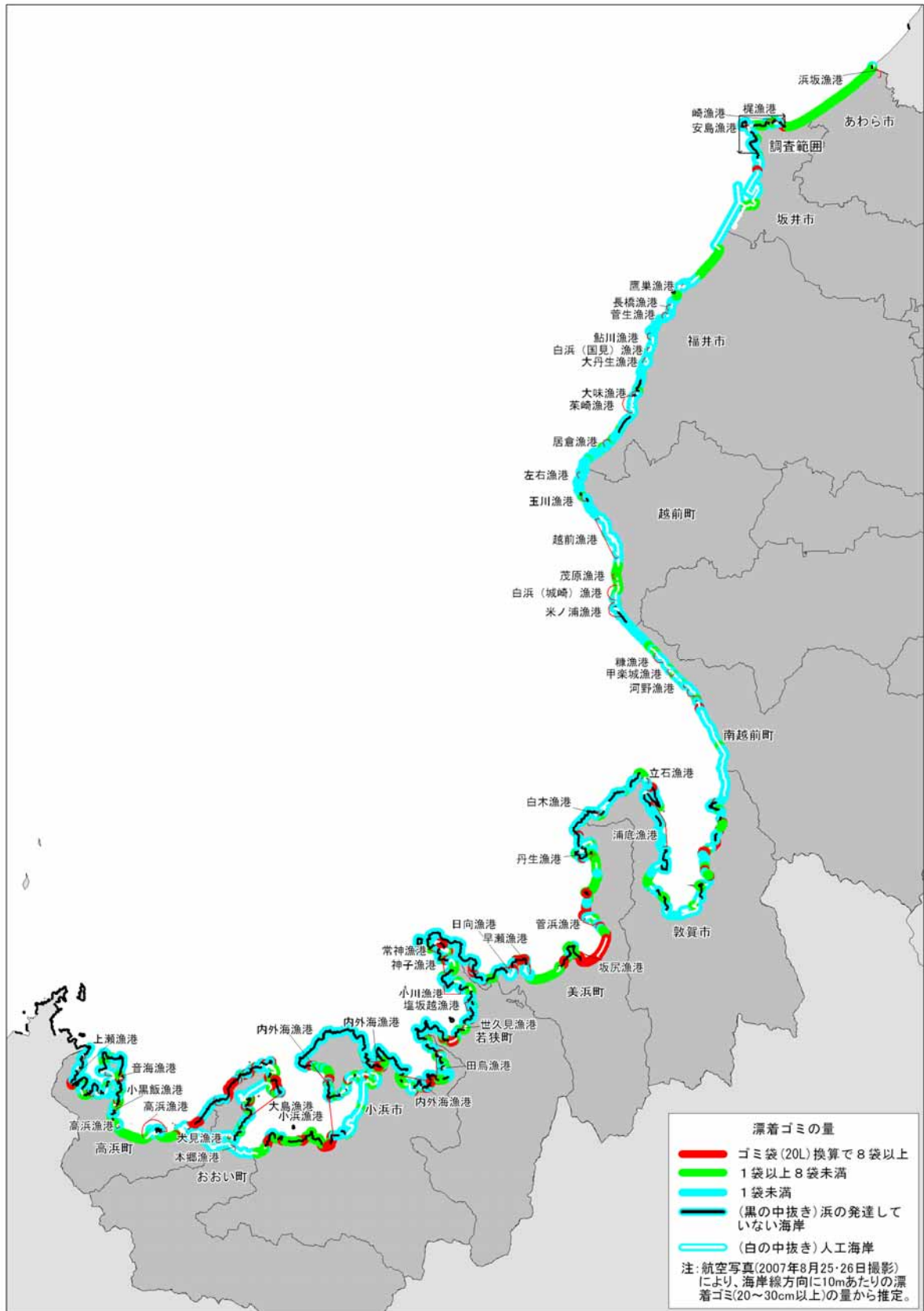


図 1.2-2 海面環境保全事業における対象漁港

1.2.4 市町への支援

市町が、重機による収集や運搬を伴う漂着ごみの処理を実施する場合、県は補助制度を設けている。また、この補助制度では対応できない大規模な漂着があった場合には、新たな事業を創設することなどにより支援している。

(1) 河川の増水、台風等による漂着

事業名 漂着廃棄物適正処理支援事業（補助金）

対象事業 沿岸市町（一部事務組合を含む）が行う、自然現象（河川の増水、台風、風浪等）により一般公共海岸に漂着した100m³以上の廃棄物の処理。ただし、国庫補助事業に採択された事業を除く。

対象経費 ・収集、運搬に伴う経費

漂着ごみの処理に特に必要と認められる経費ただし、その経費が300千円未満のものを除く。

補助率 補助対象経費の1/2以内

予算額 1,610千円（H20）

実績 毎年2市町程度を支援（H14～18、H19なし）

(2) 台風による大規模漂着

平成16年10月、台風23号により葦類等が大量に漂着したが、市町や地域住民・ボランティア等による撤去の範囲を超える大規模な量であったこと、海岸の適正な利用が阻害されていたことから、市町が行う処理事業を支援した。

漂着時期	漂着量	漂着市町	漂着原因	備考
16年10月	勢浜海岸 3,000m ³ 高浜海岸 3,500m ³	小浜市 高浜町	台風23号	

事業名 勢浜・高浜海岸漂着物処理事業（委託費）

委託先 小浜市、高浜町

対象経費 収集、運搬に伴う経費（処理経費は市町負担）

委託額 総事業費の1/2以内の額

予算額 4,500千円

(3) 貨物船の荷崩れによる木材漂着

平成17年1月、貨物船の荷崩れと思われる大量の木材が漂着したが、所有者が判明しなかったことから、新たに事業を創設した。

漂着時期	漂着量	漂着市町村	漂着原因	備考
17年1月	約2,500本	10市町村	不明 （貨物船の荷崩れと思われるが原因者不明）	

事業名 2005年漂着木材適正処理支援事業（補助金）

事業主体 漂着市町村

対象経費 回収、運搬、処理に伴う経費

補助率 補助対象経費の1/2以内
 予算額 6,000千円(H16)、3,325千円(H17)

<参考> 福井県の海岸線の管理区分 (平成20年3月末現在)

区分		延長	内訳延長	海岸管理者	国の所管部局	国補助金	備考	
海岸	海岸保全区域 (保全施設設置箇所、海水浴場等)	海岸管理者が 管理する海岸	約136km	約45km	全て県が管理	河川局	災害関連緊急大規模漂 着流木等処理対策事業 (国交省・農水省)	砂防海岸課
			約41km	全て県が管理	港湾局	港湾空港課		
			約11km	全て県が管理	農村振興局	森づくり課		
			約39km	県管理約15km 市町管理約24km	水産庁	水産課		
	海岸保全区域 外(岩場等)	一般公共海岸区域	約175km	約175km	全て県が管理	河川局	災害廃棄物処理事業 (環境省)	砂防海岸課
	その他(民間等)	海岸管理者以外 が管理する海岸	約102km	約102km	原電などが管理 (海岸管理者ではない)	河川局 港湾局 水産庁		
計(海岸延長)		約413km						

1.3 坂井市の取組

坂井市では「観光地美化清掃委託事業」として海岸に面する自治会、観光協会等に対し、公園・駐車場をはじめ、海岸線の美化清掃及び草刈り等の清掃を委託している(平成20年度の実績は124万円)。この委託を受けて自治会等では、年数回の清掃活動を実施している。活動実態についての聞き取り調査によれば、清掃の中心は公園・駐車場をはじめとする清掃及び草刈りであり、海岸線の美化清掃までを行う予算的な余裕はないとのことである。

1.4 坂井市における海岸清掃活動に関する現状と課題

本調査を通じて明らかとなった福井県坂井市三国町における漂着ゴミの清掃活動に関する現状と課題を表1.4-1に示す。三国町においては自治会・雄島漁業協同組合を中心に漂着ゴミの回収が継続的に行われており、その努力によって海岸の清潔が維持されている。しかし、急峻な地形のため回収したゴミの搬出が容易ではないこと、ゴミ袋や清掃活動における保険料などは自治会の負担となっていることが課題となっている。

漂着ゴミのうち、可燃ゴミ・空き缶・空き瓶については福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センターが受け入れ先となっており、坂井市が処理費を負担している。一方、タイヤ・ドラム缶・ガスボンベ等の処理困難物は、産業廃棄物として産業廃棄物処理業者に委託をして処理せざるを得ず、その収集・運搬費及び処分費が坂井市の負担となっている。自治会による清掃活動の一例として、安島自治会における活動のあらまし及び準備等について表1.4-2に整理した。梶自治会、崎自治会、米ヶ脇自治会においても同様の手法により年1回(4月頃)の海岸清掃活動が行われている。

上述の現状・課題に対する要望等について、調査範囲に含まれる4つの自治会(梶、崎、安島、米ヶ脇)に聞き取り調査を行った。その結果を表 1.4-3 に示す。聞き取り調査より、自治会をはじめとする地元住民にとって、漂着ゴミは主に景観の悪化を引き起こすことで生活環境保全上の支障となっていることがわかる。また、長年、漂着ゴミの回収活動を継続し、その成果として海岸の清潔が保たれているにも関わらず、行政からは認知されることもなく、また支援も十分ではない、という状態を改善して欲しいという要望が強い。一般に、ボランティアによる活動の継続には、その活動が社会的に望まれているものであり、社会的利益につながっていると認識されることなど、社会的な評価が大きな原動力となっているといわれている。自治会による海岸の清掃活動に対しても、まさにこのような社会的な評価がまずは必要であると考えられる。

表 1.4-1 福井県坂井市地域における漂着ゴミの清掃活動に関する現状と課題

回 収	現状	<ul style="list-style-type: none"> 自治会・雄島漁業協同組合を中心に、春～秋にかけて年数回の清掃活動を実施している(午前中2時間程度)。 東尋坊観光協会では東尋坊を中心に1週間に1回程度の清掃を実施している。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 奥行きが狭い磯浜が多く、回収に重機等は利用できず、人手に頼らざるを得ない。 断崖などの急峻な地形のため、浜から道路まで回収したゴミを搬出することに多大な労力がかかる。そのためやむを得ず浜焼きされている場合もある。 流木などの重量物の搬出も困難である。 回収に用いるゴミ袋や保険料は自治会の負担となっている。
収集・運搬	現状	<ul style="list-style-type: none"> 生活ゴミの集積場所に収集すれば、坂井市の生活ゴミと共に回収される。 ゴミの量が多い場合には坂井市が特別収集をする場合もある。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 特別収集及びタイヤ・ドラム缶・ガスボンベ等の処理困難物の収集・運搬費用が坂井市の負担となっている。
処 分	現状	<ul style="list-style-type: none"> 可燃ゴミ、空き缶、空き瓶などは福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センター(以下、清掃センターと記す)で処分可能である。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 清掃センターでの処分については、生活ゴミと同様に、坂井市の負担となっている。 タイヤ・ドラム缶・ガスボンベ等の処理困難物は産業廃棄物として処分しており、その費用も坂井市の負担となっている。

表 1.4-2 安島自治会における海岸清掃活動の概要

(a)清掃活動のあらまし

- ・ 安島自治会は約 360 世帯から構成され、11 班として組織されている。各班の班長が自治会の委員となっている。
- ・ 昭和 50 年代から自治会の活動として、総人足(各世帯から一人の参加)による年 2 回(4・9 月)の海岸清掃活動を実施している。清掃対象の海岸線長は約 750m である。
- ・ 海岸の他に道路の清掃(6・8・11 月)、草刈り(7 月)も実施している。
- ・ 4 月に海岸清掃を実施する理由は、例年 4 月 20 日に実施される雄島祭の前に地区を清掃するためである。また 5 月はわかめ漁のため人員の確保が難しいこともその理由の一つである。

(b)清掃活動の準備

- ・ 自治会の委員会において、毎年 12 月に次年度の清掃計画(実施月の決定)を策定する。
- ・ 清掃実施月の第一金曜日に開催される委員会において、清掃実施日を決定する。また、漂着ゴミ量を勘案して、各班の清掃範囲を決める。
- ・ 各戸に日程、清掃範囲を回覧する。清掃への参加・不参加は班長に連絡する。
- ・ 清掃は 6:30 から 2 時間程度行う。約 300 人が毎回、参加している。早朝に行く理由は、東尋坊における観光業に従事する方への配慮という側面もある。雨天の場合には順延し、中止はしない。
- ・ 自治会活動保険(年契約)に加入し、清掃活動時のケガ等に備えている。
- ・ ゴミ袋等、清掃にかかる費用は自治会費から支出している。

(c)清掃活動におけるゴミの分別、搬出等について

- ・ ゴミの分類は坂井市のゴミの分類に従っている。人力では搬出できないような大きな流木等を除いて、ほぼ全ての漂着ゴミを回収する。
- ・ 清掃活動に参加される方の年齢は 50～70 歳代が多く、男性より女性が多い。
- ・ 漂着ゴミの回収は班長の指示のもとで行う。住民が清掃活動に慣れているため、回収・分別・搬出は非常にスムーズである。ただし、ケガへの注意喚起のため、作業前に無理な回収はしないように呼びかけている。
- ・ 回収に必要な機材(軽トラック、小型船舶、チェーンソー等)は必要に応じて近隣の所有者から提供して頂いている。
- ・ 回収したゴミは、坂井市に合併する前の旧三国町では清掃日に回収車で引き取って頂いたが、坂井市になってからは生活ゴミのルートに乗せるように指導されている。生活ゴミのルートに乗せるためには「ゴミステーション」まで運搬する必要があり、それが新たな負担となっている。
- ・ 急峻な海岸地形のため、ゴミを道路まで搬出することが困難な浜もある。荒天でゴミの搬出に船舶が利用できない場合には野焼きを行うこともある。

表 1.4-3 4自治会(梶、崎、安島、米ヶ脇)に対する聞き取り調査結果

(a)自治会にとって漂着ゴミによって生じている問題

- 景観・観光への影響。特に景観の悪化は自治会として放置することができない、生活環境保全上の大きな問題である。
- 大きな流木や漂流しているロープなどによる船舶の安全航行への支障

(b)今後の対策

- 自治会でのゴミの回収の苦勞が行政に伝わっており、また評価されていることが、自治会や地元住民にわかるようにして欲しい。
- 自治会へ何らかの支援を頂くことで、住民を動員してゴミの回収を行うことの動機付けとなる。特に区民総出による清掃活動に対する人件費の支援をお願いしたい。このまま海岸線を有する自治会や市町村だけに回収・処分の負担がかかるのであれば、現状の回収体制は続かない。
- 坂井市からは自治会へ「観光地美化清掃事業」という清掃委託費が支払われている。この委託費は観光道路や海岸線の清掃美化のための予算であるが、実際には道路の草刈が主で海岸線の美化までは予算が回らない。委託費の増額をお願いしたい。
- 坂井市には清掃日に合わせた漂着ゴミの回収をお願いしたい。生活ゴミと分けて回収することで、漂着ゴミ量の把握も可能である。
- 県から地元住民への支援は今のところないので、何らかの施策を示して欲しい。
- 福良の浜のような急峻な地形におけるゴミの搬出は住民を動員しても困難である。例えば軽トラックが浜まで降りられるような道路の整備など、何らかの対策をお願いしたい。

(c)発生抑制について

- 流域の人に漂着ゴミの回収にお金・時間・手間がかかっていることをわかって欲しいので、流域に対する啓発活動を行って欲しい。
- 流域での対策としては、河川の一斉清掃や街中の溝受けの清掃が有効ではないか。

1.5 漂流・漂着ゴミの発生抑制対策の現状と課題

1.5.1 国の取組（国際的な対応も含めた発生源対策）

国は、「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめ」(平成19年3月)の中で、国際的な対応も含めた発生源対策を以下のように示している。

(1) 国内での発生抑制の取組（漂流ゴミの回収対策を含む）

河川等に捨てられたゴミが、海域に流出することで漂流・漂着ゴミ問題の一因となっていることから、国土交通省では、従来から、河川敷等において、市民と連携した清掃活動、不法投棄の防止に向けた普及啓発活動を行っている。また、河川管理者による日常的な監視による不法投棄の抑止・早期発見、河川の維持管理の中での治水上の支障となるゴミ回収の徹底、市民と連携した清掃活動の実施、回収活動状況のマップ作成等を通じた啓発普及に取り組んでいる。

港湾において、国土交通省では航行船舶の輻輳する海域において船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るため、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海等（港湾区域、漁港区域を除く）において、海面に浮遊するゴミや油の回収を行っている。また、海洋短

波レーダによって観測された流況を活用し、ゴミや油の集まる位置を予測する技術等の研究開発を推進している。

水産庁は、漂流・漂着物の発生源対策として、漁業系資材の漁網、発泡スチロール製のフロート及びプラスチック製品について、モデル地域を選定し、その処理費用の軽減方策及びリサイクル技術の開発・推進を図るとともに、被害拡大防止のため漁業活動中に回収された漂流物の処理費用に対する広域的な取り組みへの支援を行っている。また、漁場環境の悪化により、効用の低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境を改善することを目的として、堆積物の除去等を行っている。

国内において容器包装廃棄物の排出抑制を促進することは、漂流・漂着ゴミに対する対策としても有効であると考えられる。このため、経済産業省は、容器包装廃棄物の排出抑制を促進するため、改正容器包装リサイクル法の施行に必要な調査等を行い、同法の適切な実施を進めている。

(2) 国際的な取組

海外由来のゴミに関しては、県や市町村による取組には限界があり、国による率先的な取組が不可欠である。国は、関係国との政策対話や、国際枠組みの下での協力等を通して、関係国との共通意識の醸成及び協力体制の構築を引き続き進めていくことが重要である。特に、日本、中国、韓国、ロシアによる海洋環境保全のための枠組みである「北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）」は、2006年から開始された海洋ゴミプロジェクトが進められており、環境省は本モデル調査の成果等について NOWPAP を通して各国に発信しており、NOWPAP を通した協力関係が強化されつつある。さらに、中国語が表記された医療系廃棄物等、海外からの大量の危険な漂着ゴミが確認された場合には、関係国への原因究明・再発防止等の申し入れ等を継続的に行っていく必要がある。

環境省は、日中韓3カ国環境大臣会合等の政策対話や、NOWPAPの海洋ゴミプロジェクトを通じ、関係各国に対し、様々な種類の漂流・漂着ゴミに対する協力を含め、引き続き協働して取り組むよう働きかけている。

外務省は、NOWPAP 海洋ゴミプロジェクトの一環として推進する周辺国と連携した清掃・人材育成キャンペーンを、我が国の主導により継続的に実施し、各国における地方公共団体・NGOをも巻き込んだ市民レベルの意識向上を図っている。

1.5.2 福井県の取組

河川・海岸漂着ごみ問題の広報の一環として「3R推進メッセージ」(絵手紙、標語)の募集を行う中で、「ポイ捨てをしない」ことを課題として提示し、3R推進大会(2008/10/19)で優秀作の表彰・展示を行うのに併せ、県内海岸の漂着ごみの概況をパネル等で紹介した。

今後、県内海岸でのクリーンアップ活動の状況などについて、ホームページ等で情報提供を行う予定である。また、海浜自然センターで漂着物を展示し、ビーチコーミング等の自然体験メニューを提供することなどにより、海洋生物の環境保全の視点から県民への周知を図っている。(<http://www.fcnc.jp/go/beachcomb/beachcomb.html>)

1.5.3 坂井市の取組

坂井市に合併前の旧三国町において、町環境審議会による沿岸状況視察をはじめ、河川からの流出ゴミの現状把握のため、町と環境基本計画推進団体が九頭竜川を船舶で遡り、河岸や水草の中に入り込んでいるゴミの実態調査を実施した。これらの調査結果をもとに、

「みくにの海から SOS～なくそう不法投棄！水辺の郷から第一歩」（平成 16 年 10 月 23 日開催、表 1.5-1、表 1.5-2）と題した三国町環境フォーラムの開催や海上保安署と共催した展示イベント「ほやって！海も川も汚れとっ展」（平成 16 年 11 月 27～28 日開催、表 1.5-3）で広く住民や事業者に対する周知と啓発活動を行ってきた。

また、近隣自治体に対し情報の提供をするとともに、対策の連携等について協力要請を行ってきた

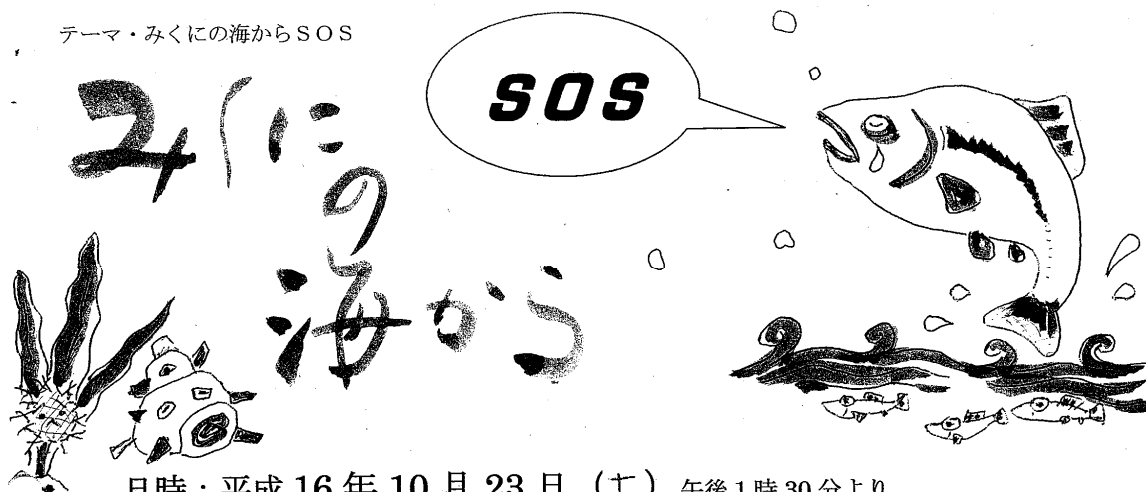
表 1.5-1 三国町環境フォーラム 2004 の開催要綱

三国町環境フォーラム 2004 開催要綱	
開催日時：	平成 16 年 10 月 23 日（土）13:00～16:30 開会 13:30
場 所：	みくに文化未来館 多目的ホール
主 催：	「エコネイチャー・彩みくに」・「三国町」
目 的：	河川等から流出したさまざまなごみが、三国の海岸線をはじめとして広く沿岸域に漂着、散乱して景観を損ねているほか、海洋汚染の一因ともなっている現状をより多くの方々に知ってもらうため、河川の最河口部に位置し日本海に面している三国町から上流地域に向け情報を発信することで、ともに行動し、より良い環境を保全していくことを目的として開催する。
テ ー マ：	みくにの海から SOS
内 容	
○ 活動及び基調報告	・エコネイチャー・彩みくに ・平成 14 年 12 月に発足以来、町環境基本計画を民間レベルで推進するためさまざまな取組を進めてきた「エコネイチャー・彩みくに」の 1 年半にわたる活動の記録とそこから見えてきたもののなかから問題提起し、パネルディスカッションへとつなげる。
○ 作文発表	・三国中学校生徒 坂本 祐望さん 松山 耕平さん
○ ミニコンサート	・玉谷 七重さん・ あらいそ合唱団・ジュニアあらいそ合唱団共演 ・おとなと子供の混声合唱によるふるさとの郷愁を誘うなつかしい曲で、ほっとする時間を設ける。
○ パネルディスカッション	・テーマ：「なくそう不法投棄！水辺の郷から第一歩」 ・コーディネーター：阪本 周一（エコネイチャー・彩みくに会長） ・パネリスト：赤土美代子さん（主婦） 鹿倉 幸子さん（米ヶ協漁業組合） 鈴木 隆史さん（越前松島水族館館長） 山本 保さん（三国海上保安署署長） ・海や川に深く関わる人や地域に暮す方々をパネラーに迎え、それぞれの立場から意見を発表し、ごみの不法投棄による環境への影響を訴え解決策を探る。

表 1.5-2 三国町環境フォーラム 2004 の開催案内

三国町環境フォーラム 2004

テーマ・みくにの海からSOS



日時：平成16年10月23日（土）午後1時30分より

場所：みくに文化未来館 多目的ホール

参加無料

*活動及び基調報告 エコネイチャー・彩みくに

一年半にわたる活動の記録

*作文発表 三国中学校生徒



*ほっとミニコンサート

玉谷七重さん、あらいそ合唱団・ジュニアあらいそ合唱団のみなさん
ふるさとの歌他



*パネルディスカッション

なくそう不法投棄！水辺の郷から第一歩

コーディネーター：阪本周一（エコネイチャー彩みくに会長）

パネラー：赤土美代子さん（主婦）

：鹿倉幸子さん（米ヶ脇漁業組合）

：鈴木隆史さん（越前松島水族館館長）

：山本 保さん（三国海上保安署署長）

*主催：エコネイチャー彩みくに・三国町

*お問い合わせ 三国町生活環境課 TEL 82-3111（代表）



表 1.5-3 「ほやって！海も川も汚れとっ展」の実施要領

「ほやって！海も川も汚れとっ展（案）」実施要領

1 目的

環境フォーラムに続き、海・川の汚染状態を町民に理解してもらい、子供たちの環境保全に対する純粋な気持ちのこもった図画などを展示することにより町民の意識の向上を図るとともに、エコネイチャー彩みくに、三国町、三国海上保安署の環境保全活動に対する取組みを紹介する。

2 開催日

平成16年11月27日（土）及び28日（日）
午前11時00分～午後3時00分まで（図画展示は、閉店まで）

3 開催場所

福井県坂井郡三国町三国東
みくにショッピングワールド・イーザ

4 共催機関

- (1) エコネイチャー彩みくに
- (2) 三国海上保安署
- (3) 三国町

5 開催内容及び機関

- (1) 開催セレモニー（三国海上保安署長及びエコネイチャー彩みくに会長挨拶）
- (2) 「平成16年度第5回未来に残そう青い海」図画入賞者の伝達式及び表彰式（三国海上保安署）
- (3) 「平成16年度第5回未来に残そう青い海」図画展示会（三国海上保安署）
- (4) 環境パネル展示会（三国海上保安署及びエコネイチャー彩みくに）
- (5) 環境保全に関するDVD放映（エコネイチャー彩みくに）
- (6) 環境クイズ（三国海上保安署）
- (7) うみまるとの記念撮影会（三国海上保安署）

6 スケジュール

27日（土）午前11時00分からの開催セレモニーに始まり、同セレモニー終了後、前記5項目内容を随時終日まで開催する。
なお、開催セレモニーは27日（土）のみ実施する。

7 事前準備作業

- (1) 26日（金）の作業
午後7時頃から別添レイアウト＜案＞（会場で適宜変更）により、次の会場設営を実施する。
・各セクションの配置場所を確認
・パネルボードの組み立て及び同設置
・各種環境パネル展示
・図画の展示 など
- (2) 27日（土）の作業
午前8時頃から前日に引き続き会場設営実施。
（27日の作業進行状況次第で作業開始時間の変更あり）

8 撤収作業

開催終了日（28日）の午後3時頃をもって展示作品（図画、環境パネル）を除く、各種内容を終了する。
展示作品については、翌日29日午前8時30分頃から各開催機関において、撤収作業にあたる。

1.5.4 国土交通省中部地方整備局の取組

国土交通省では「平成 19 年度森と湖に親しむ旬間」行事の一環として「九頭竜川 “水・交流サミット”」を開催した。このなかで九頭竜川を軸に、流域の連携・協働の促進や河川整備のあり方などについて、同川沿川の 5 市 1 町の首長による意見交換等を行い、今後、関係機関が協力して広域連携を進めて行くことが確認された。

1.5.5 九頭竜川流域での河川清掃活動の現状

九頭竜川流域の九頭竜川水系、足羽川水系、日野川水系では NGO/NPO 等民間団体による清掃活動が盛んに行われている。表 1.5-4 にインターネットを通じて把握できた清掃活動団体の一覧を示す。また、特定非営利活動法人ドラゴンリバー交流会在足羽川で実施している清掃活動の経過及び実績を表 1.5-5 に示す。

表 1.5-4 九頭竜川流域における清掃活動団体

- ・ 特定非営利活動法人ドラゴンリバー交流会での取組(九頭川水系九頭川・日野川・足羽川)(表 1.5-5)
 - ・ 日野川を清く美しくする会
 - ・ 竹田川をきれいにする会
 - ・ 荒川を美しくする会・・・九頭川水系荒川〔ドラゴンリバー交流会〕
 - ・ 狐川を美しくする会・・・足羽川水系狐川
 - ・ 志津川を守る会・・・九頭川水系志津川・日野川・天王川
 - ・ 治左川とトミヨを守る会・・・日野川水系浅水川支流治左〔ドラゴンリバー交流会〕
 - ・ 浄土寺川のホタルを守る会・・・九頭川水系浄土寺川
 - ・ 田島川水害予防組合・・・九頭川水系田島川
 - ・ 芳野川を美しくする会・・・九頭川水系芳野川
 - ・ 大連寺川を美しくする会・・・九頭川水系
 - ・ 天王川美化運動推進協議会・・・日野川水系天王川
 - ・ 日野川を愛する会
- (http://www.city.echizen.lg.jp/office/130/030/index_5/dantai/dantai_116.jsp)
- ・ 勝山青年会議所・・・九頭川水系

(今後、追加予定)

表 1.5-5 足羽川清掃の経過及び実績

回数	実施年月日	岸別	区間	参加人員	ゴミ
	平成 7. 9.24 11.12	左岸 左岸	木田橋～泉橋 泉橋～幸橋	51 42	
第 1 回	平成 8. 3.31 4.7	両岸	板垣橋～新明里橋 4km 下新橋～下流 600m	320	4t
第 2 回	平成 9.3.23	両岸	板垣橋～大瀬橋 5.5km 下新橋～下流 600m	420	5t
第 3 回	平成 10.3.22	両岸	板垣橋～大瀬橋 5.5km 下新橋～下流 600m	370	6t
第 4 回	平成 11.3.21 3.28	両岸 両岸	水越橋～大瀬橋 板垣橋～水越橋	50 300	4t
第 5 回	平成 12.3.18		降雪のため中止		
第 6 回	平成 13.3.18	両岸	板垣橋～大瀬橋 5.5km 下新橋～下流 600m	620	4t
第 7 回	平成 14.3.17	両岸	板垣橋～大瀬橋 5.5km 下新橋～下流 600m	620	2t
平成 14 年 3 月 28 日 福井県知事より特定非営利活動法人ドラゴンリバー交流会の設立認証を受ける					
第 8 回	平成 15.3.16	左岸 右岸	足羽大橋～大瀬橋 6km 板垣橋～大瀬橋 5.5km	572	2t
第 9 回	平成 16.3.14	両岸	足羽大橋～大瀬橋 6km 下新橋～下流 600m	1,240	2t 車 11 台 4t 車 15 台
第 10 回	平成 16.9.26	両岸	足羽大橋～大瀬橋 6km 下新橋～下流 600m	1,300	2t 車 13 台 4t 車 17 台
第 11 回	平成 17.3.27	両岸	足羽大橋～大瀬橋 6km 下新橋～下流 600m	1,613	4t 車 16 台
第 12 回	平成 18.3.19	両岸	足羽大橋～大瀬橋 6km 下新橋～下流 600m	1,227	4t 車 13 台
第 13 回	平成 19.3.18	両岸	足羽大橋～大瀬橋 6km 下新橋～下流 600m	1,214	2t 車 9 台 4t 車 10 台
第 14 回	平成 20.3.16	両岸	足羽大橋～大瀬橋 6km 下新橋～下流 600m	1,330	4t 車 11 台

2. 福井県坂井市地域における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方の方向性

2.1 相互協力が可能な体制作りについて

漂流・漂着ゴミ問題に対する我が国の方針と当面の施策として、平成 19 年 3 月に策定された「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめ」においては、漂流・漂着ゴミの処理等に係る国、都道府県、市町村等の役割について、次のように記載されている。

我が国における、漂流・漂着ゴミの処理等に関連する現行法制度としては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」という。） 海岸法、港湾法等がある。

現行法では、海岸に漂着したゴミについて、土地又は建物の占有者がその土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない（廃掃法第 5 条第 1 項）と定められ、「占有者がいない場合には、管理者とする」（同項）との規定に基づき、海岸管理者が土地の清潔保持について努力義務を負う。一方、海岸管理は、都道府県等の海岸管理者が行うものとされている（海岸法第 5 条など）。

海岸管理のうち、海岸保全施設に関する工事に係る事務以外の事務は自治事務と整理される（同法第 40 条の 4）ことから、基本的にどの程度の清潔保持を行うかの判断

は各海岸管理者の裁量に委ねられている。また、「海岸におけるゴミ対策や清掃等海岸の美化については、地域住民やボランティア等の協力を得ながら進めるとともに、参加しやすい仕組み作りに努める。」(同法第2条の2に基づく海岸保全基本方針)と示されている。

漂着ゴミについては、海岸等公物管理者が発生者ではないものの、公物管理上、清潔の保持に努めなければならない、それぞれの公物管理者が、漂流・漂着ゴミの対応に関する義務を負う。公物管理を定めた個別法において、自治事務と整理された事務については、各地方公共団体が自らの裁量に基づいて事務を遂行する責務を負うこととされている。

しかしながら、実態的には、公物管理者だけでは対応しきれない質及び量のゴミが漂着した場合に、公物管理者である都道府県からの要請や、地域の生活環境保全上看過できない状況に鑑み、一般廃棄物の処理について統括的責任を有する市町村(廃棄物担当部局)が漂着ゴミの処理を行わざるを得ない場合があり、さらに、それでもなお処理しきれない場合がある。

また、都道府県の中には、市町村に対して漂流・漂着ゴミの処理等に関する補助を行っているものもあるが、対策が不足している場合がある。

こうしたことから、漂流・漂着ゴミの処理等に係る問題について、真に現場の求める解決に向けて、関係者間の相互協力が可能な体制作りを推進することが当面の施策としては最も有効である。その上で、実際に処理にあたる現場の地方公共団体が混乱しないよう、漂流・漂着ゴミの処理等の円滑な実施に向け、今後も更に検討を深めることが必要である。

これを受けて、関係者間の相互協力が可能な体制作りを推進するため、本モデル調査においては、各地域に県、市町村、関係団体、NPO/NGO、地域住民等により構成される地域検討会を設置し、意見交換や必要な調整をしつつ、今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方の方向性を策定していくこととした。

今後は、この地域検討会をベースとして、関係者との連絡調整等を担う協議会等へ発展させ、関係者間の役割分担や、適正な漂流・漂着ゴミの回収・処理、発生源対策等の対策のあり方を議論、整理していくことが望ましい。その際には、本モデル調査によって得られた各種の技術的知見等を積極的に活用していくことが期待される。

図 2.1-1 は、現時点で想定される関係者間の役割分担の模式図であり、引き続き協議会等の場で議論をし、地域の実情に適した体制作りを進めていくことが適当である。

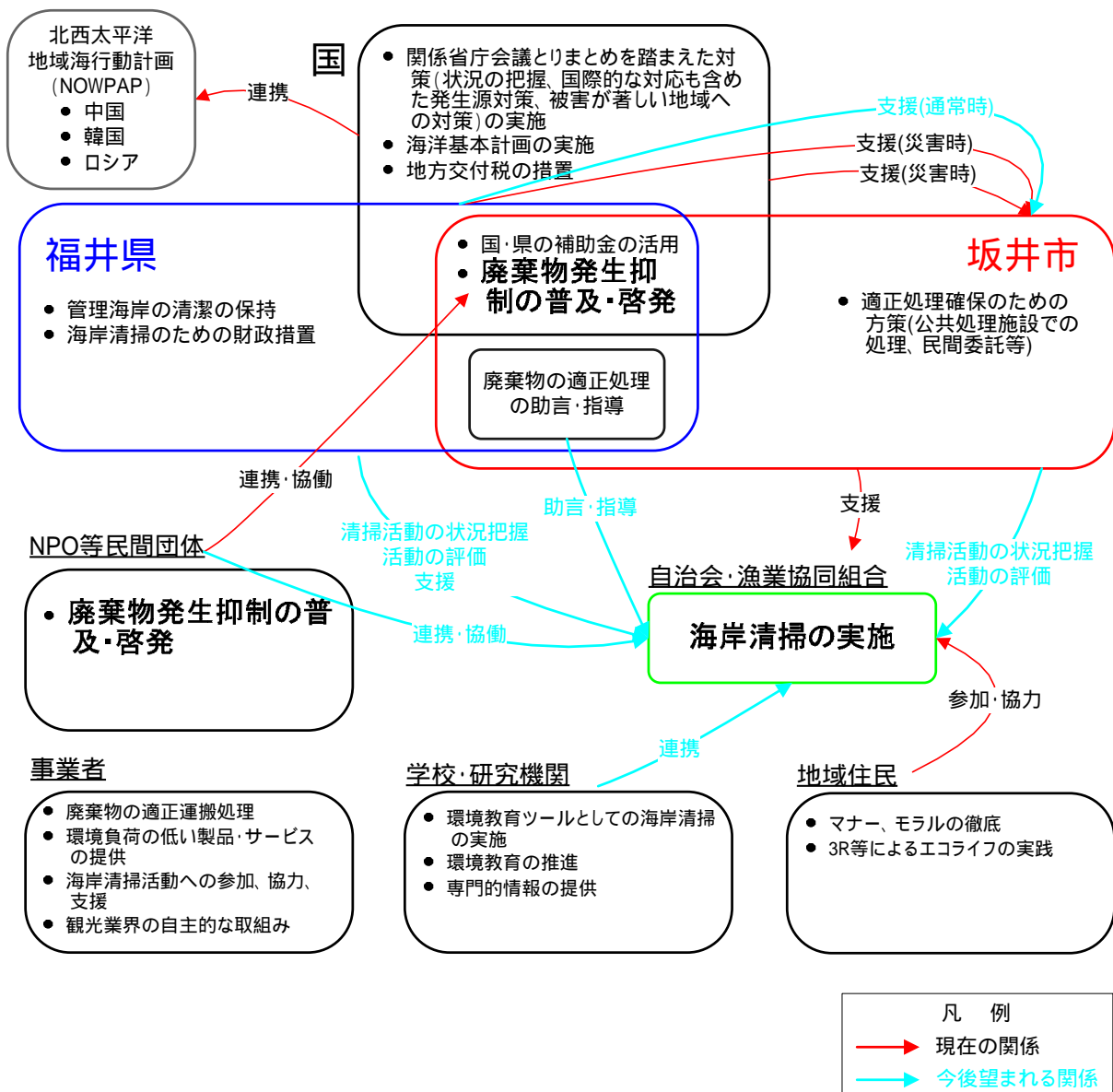


図 2.1-1 関係機関・団体の役割分担(案)

2.2 海岸清掃の体制のあり方の方向性

坂井市においては、既に、自治会・雄島漁業協同組合を中心とした地域住民等の努力により、漂着ゴミの回収が継続的に行われている。このような現状を踏まえ、県、市町村、関係団体、NPO/NGO、地域住民等により構成される協議会等の場で、関係者の役割分担、具体的な海岸清掃計画、回収した漂着ゴミの処理ルート等を検討していくことが適当である。また、この場合においては、本モデル調査によって整理をした「効率的かつ効果的な漂着ゴミの回収・処理方法（モデルケース）」を参照していくことが望ましい。

以下に調査結果を踏まえ、国、福井県、坂井市、地域住民等として望まれる役割(案)を示す。

< 国の役割 >

関係省庁会議とりまとめを踏まえ、その対策のため被害が著しい地域への支援の一環として、補助金制度が設立されている（「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」（農林水産省、国土交通省）や「災害等廃棄物処理事業補助金」（環境省））。国の役割としては、災害等による大量の漂着ゴミについて、これらの補助金の交付により処理を支援することである。

また、対象地域は観光及び漁業が盛んな地域であり、常に清潔さを求められる場所である。そのため、医療系廃棄物や外国製プラスチック容器など安全性に問題がある漂着ゴミについては迅速に対応する必要がある。国としては、これらの漂着ゴミについて、関係の都道府県等の協力を得て、漂着状況の把握、事故防止のための注意喚起を引き続き行うことが求められる。

< 福井県の役割 >

福井県が策定した環境基本計画においては「県民の手で守り育てる美しい福井の環境」を基本目標とし、全国に先駆けて取り組む施策として「きれいなまちづくりプロジェクト」を挙げている(表 2.2-1)。同プロジェクトに基づいて川や海の清掃活動を含む「きれいな山、里、海をつなぐ水資源の保全」に向けた活動を推進することが福井県の重要な役割となるであろう。

「管理海岸の清潔の保持」に関連し、本調査の結果から対象海岸の清潔の保持において地元の自治会・雄島漁業協同組合の清掃活動が重要な役割を果たしていることが示された。今後、県内海岸における同様の清掃活動の状況を把握し、これらの活動の社会的な意義を評価することが、同活動の継続・発展のために有効であり、それが海岸の清潔の保持に繋がるであろう。清掃活動の評価については、例えば、活動状況の広報誌への掲載及び廃棄物関連の表彰制度等を活用することが考えられる。

「海岸清掃のための財政措置」の一つとして福井県が行っている「海面環境保全事業」は、清掃活動に必要な船の借上げ費から回収したゴミの収集・運搬費及び処分費までに利用可能で、清掃活動に従事する漁業協同組合等にとって使いやすい予算となっている。事業によるゴミの回収量は福井県下に漂着するゴミの経年変化を把握するためのデータとしても活用できるため、今後とも事業を継続し、より正確にゴミの回収量を把握することが望まれる。また、福井県内の海岸には坂井市三国町と同様に、春先に最も多くのゴミが存在すると考えられるため、同事業が4月から実施可能であれば、さらに実効性の高い事業となる。そのために事業委託先の福井県漁業協同組合連合会と同事業の実施時期について

調整することは検討に値するであろう。この事業が 4 月に実施され、年間の処理困難物の多くが処分できれば、坂井市の負担軽減にも有効と思われる。

「廃棄物の適正処理」に関連し、調査範囲における急峻な海岸においては、回収した漂着ゴミを道路まで搬出することが大変困難な作業となっており、最終的な手段として浜焼きが行われている。福井県として、重労働となっている搬出作業を担う地域住民等への支援を含む、漂着ゴミの適正な処分に向けた取組が望まれている。

表 2.2-1 きれいなまちづくりプロジェクト

第 60 回全国植樹祭を契機とした、花と緑にあふれるふるさとづくりを一層発展させるとともに、外来植物の駆除やきれいな山、里、海をつなぐ水資源を保全する活動を推進することにより、観光振興を通じた地域の活性化と環境美化活動の定着したきれいなまちづくりを推進します。

(沿道や拠点の美観創造)

- ・ 観光地、駅、公園などや、それらを結ぶ道や田んぼのあぜに花を植栽し、清掃を行う地域住民等の団体を支援することにより、沿道や拠点の美観創造を推進します。

(看板設置の見直し) (略)

(外来植物等の駆除) (略)

(きれいな山、里、海をつなぐ水資源の保全)

- ・ 豊かな山、里、海づくりを目指して、地域住民、事業所、行政が一体となって福井の川や海の清掃活動を実施します。
- ・ 清掃活動できれいになった浜辺や河川敷の写真を表彰するコンテストを開催することにより、活動状況を P R し、活動の裾野を広げ、ごみのないきれいな海、川を保全する活動を推進します。

<坂井市の役割>

坂井市として市内の海岸清掃の活動状況を把握し、福井県の清掃活動の状況把握に協力する。また、長期間にわたり海岸清掃を行った団体または個人を廃棄物関連の国、県、市の表彰制度に推薦することで、団体または個人の活動の社会的な意義を評価する。表彰に関する参考事例として、沖縄県石垣市がボランティアによる清掃活動を支援するために実施しているポイントクリーニングという事業を表 2.2-2 に示す。

自治会等のボランティアが回収した漂着ゴミの収集・運搬及び処分は、処理困難物以外は、今後も一般廃棄物として坂井市が処分を行うことが望まれる。回収された漂着ゴミを一般の生活ゴミと分けて収集・運搬することで、漂着したゴミ量の経年変化を把握することも可能であろう。処理困難物の収集・運搬及び処分に関しては、福井県との協議が必要であろう。また、国もしくは福井県が清掃事業として回収した漂着ゴミは事業系一般廃棄物として坂井市が処分を行うことが望ましいが、その費用についても国、福井県との協議が必要であろう。

なお、坂井市からは漂着ゴミの収集・運搬及び処分は、福井県がその役割を担うべきであるという要望が挙げられている。

表 2.2-2 沖縄県石垣市のポイントクリーニング事業の概要

石垣市ボランティア清掃の支援について
(http://www.city.ishigaki.okinawa.jp/120000/120400/Garbage/tai-fuu/typhoon.htm より)
石垣市では、ボランティア清掃活動を支援するためにポイントクリーニングという事業を行い、その事業の対象範囲や支援の内容などを次のように定めている。
1. 清掃場所の範囲 海岸、幹線道路、公園などの公共の場所。 拝所、御願、公民館など特定の管理者がいる場所や、家の回りは対象外とする。
2. 支援の内容 ボランティア用ゴミ袋の提供 清掃用手袋の提供 ボランティア名入りのカンパンの設置（定期的に清掃している場合） ごみの回収（平日回収）
3. 表彰など 長期間に渡り定期的に清掃を行った団体または個人の方は廃棄物関連の国、県の表彰制度に推薦する。また、定期的ではなく1度限りの団体でもその功労を称えるため市の広報に団体名を掲載する。
4. 支援の依頼 生活環境課に用意してある申込書に清掃日時、団体名や氏名、清掃場所などを記入し申込む。申込時にごみ袋や手袋を受け取る。

< 地域住民等の役割 >

坂井市三国町の梶、崎、安島、米ヶ脇自治会及び雄島漁業協同組合等が長年行ってきた清掃活動は、「海岸の清潔の保持」に重要な役割を果たしており、社会的にも大きな意義がある。美しい海を未来の子供たちに引き継ぐため、今後も清掃活動を継続していくべきであろう。地域住民等が、清掃活動に自ら積極的に参加するとともに、活動を通して得られた体験や知見などを積極的に対外発信することで、漂着ゴミ問題の普及啓発及び環境保全・美化意識の向上に寄与していくことも期待される。

「廃棄物の適正処理」に関連し、調査範囲における急峻な海岸においては、回収した漂着ゴミを道路まで搬出することが大変困難な作業となっており、最終的な手段として浜焼きが行われている。地域住民等としては、回収した漂着ゴミの搬出方法について県や市と協議し、漂着ゴミの適正な処分にむけて協力することが望まれる。漂着ゴミを適正な処理ルートに乗せることで、より正確なゴミ量の把握も可能となるであろう。

なお、上記の4つの自治会からは清掃活動に対する支援の要望が挙げられているが、例えばゴミ袋の入手に関して、社団法人海と渚環境美化推進機構では、「海と渚の環境美化の支援」として全国各地の海浜等における漁業者や市民・ボランティアによる清掃活動を支援するため、清掃資材としてゴミ袋を配布している。このような事業からゴミ袋を入手することも検討に値するだろう。

上記の具体的な検討を通して、海岸清掃の体制を構築し、関係者の相互協力による継続的な海岸清掃活動を推進していくことが重要である。一方、災害等により突発的に押し寄せる漂着ゴミに対しては、国土交通省・農林水産省の「災害関連緊急大規模漂着流木等処

理対策事業」や、環境省の「災害等廃棄物処理事業費補助金」を活用する等、災害時や緊急時に対応できる体制を整備していくことが適当である。

2.3 漂流・漂着ゴミの発生抑制対策のあり方の方向性

本モデル調査の結果から、漂着ゴミの発生源については、韓国、中国等の海外由来のものが確認されているものの、主として日本由来（主として同一県内由来と考えられる）のゴミが多く確認されている。このうち、ゴミの種類としては、食品、飲料、生活・レクリエーション系のゴミが大部分を占めるなど、市民の通常の生活から、不注意やポイ捨て等により発生したゴミが多い。漂流・漂着ゴミに関する他の調査結果などからも、国内由来の漂流・漂着ゴミは河川を通して漂着することが指摘されており、坂井市内も流れる福井県の主要河川である九頭竜川の流域をベースとした取組が重要である。

今般、九頭竜川流域を対象として「九頭竜川流域ごみ問題ワークショップ」を開催し、河川清掃団体、海岸清掃団体が情報を共有し、今後の連携について議論した(ワークショップ後に加筆・修正予定)。また、福井県が策定した環境基本計画では、「一般廃棄物の3R促進」の中で「ものを大切にするなど県民の意識啓発」を掲げている。また、「河川・海岸漂着ごみの発生抑制」として、「河川の流域および海岸沿いの住民や環境保全団体が、行政と共働して、漂流・漂着ごみとなりうる廃棄物全体の発生抑制や環境美化に向けた取組みを進めるため、国のモデル調査を踏まえて県の検討会を開催します」としている(表 2.3-1)。

今後は、福井県の検討会での議論を踏まえ、流域をベースとした発生抑制対策を進めるとともに、流域の住民に対するわかりやすい情報提供、ポイ捨て防止、家庭ゴミの適正な分別排出、3Rの推進等に関する啓発活動を進めていくことが重要である。

坂井市としては、発泡スチロール製の魚箱が飛散し、漂着ゴミとなることを防止するために、間伐材を活用した木製の魚箱の普及・推進を検討中である。

表 2.3-1 一般廃棄物の3R促進

<p>【ものを大切にするなど県民の意識啓発】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 県民一人ひとりが、「ものを大切にする」という意識を持ち実践する3Rの推進を図るため、啓発イベントを開催します。3Rのなかでも、不要なものを購入したり、受け取ったりしないなど、県民が取り組みやすいものから実践するよう働きかけます。・ 啓発メッセージを広く県民から募集することにより、3Rの課題についての県民の理解促進を図るとともに、そのメッセージを活用した広報を展開します。 (略)・ 市町別のごみ処理の概要、「おいしいふくい食べきり運動」の取組み、民間で定期的に行われているフリーマーケットの開催情報や出店ノウハウなど3Rに関する情報を、県のホームページで一元的に提供します。 <p>【河川・海岸漂着ごみの発生抑制】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 平成19年度から環境省の「漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査」が坂井市の海岸で実施されており、その調査状況や処理方法を県民に公表し、情報を共有化します。・ 河川の流域および海岸沿いの住民や環境保全団体が、行政と共働して、漂流・
--

漂着ごみとなりうる廃棄物全体の発生抑制や環境美化に向けた取組みを進めるため、国のモデル調査を踏まえて県の検討会を開催します。

海外由来のゴミに関しては、県や市町村による取組には限界があり、国による率先的な取組が不可欠である。国は、関係国との政策対話や、国際枠組みの下での協力等を通して、関係国との共通意識の醸成及び協力体制の構築を引き続き進めていくことが重要である(詳しくは 1.5.1 国の取組(国際的な対応も含めた発生源対策)を参照)。